

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） ..... 1
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） ..... 1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（観光戦略課の所掌事務）

第二百二十四条の五 観光戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

三 観光に関する調査及び研究に関すること。

四 観光に関する統計に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地域振興部並びに観光産業課及び国際観光課の所掌に属するものを除く。）。

六 観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。